

とういんファミリー
サポート・センター

活動の手引き



とういんファミリー・サポート・センター

もくじ

とういんファミリー・サポート・センターとは……………	1
主なサポートの流れ……………	2
会員の心得……………	3
報酬等の基準……………	4・5
会則……………	6～11
補償保険……………	12～13

とういんファミリー・サポート・センターとは

「子育てを助けてほしい人」（依頼会員）に「子育てのお手伝いをしたい人」（援助会員）を紹介し、子育てを支援する会員組織です。会員相互の信頼と了解のもとで活動を行います。

会員の条件

- 依頼会員** 東員町内に在住又は在勤している方で、おおむね生後3ヶ月～小学6年生までの児童を養育している方。
- 援助会員** 東員町及び近隣市町に在住する20歳以上の方で、センターが実施する養成講座を受講した方。
- 両方会員** 依頼会員と援助会員の両方を兼ねる方。

援助できる内容

送迎	1	保育園、幼稚園の送迎
	2	小学校、学童保育所への送迎
	3	習い事への送迎
預かり	4	仕事
	5	趣味やリフレッシュ時
	6	保護者の病気・出産時
	7	保護者の外出時
	8	兄弟姉妹などの参観時
	9	医師による診断済みの回復期

*原則として援助会員の自宅で預かります。ただし、センターで必要と判断した場合は、この限りではありません。

*暴風（雨）警報が出た場合のお迎えなどについては、援助会員の安全が確保できる場合のみ依頼をお受けします。お受けできない場合もあります。

主なサポートの流れ

1、会員登録の申し込み

- 依頼会員の登録をします。その際に、ファミリー・サポート・センター事業及び会則の説明、また、お子さんの様子などをお聞きします。センター開所時間内に連絡ください。
火曜日～金曜日10:00～17:00 土曜日10:00～12:00
(日曜、祝日、年末年始は除く)
- 援助会員は、養成講座受講と面談の後、会員登録をします。

2、援助会員の紹介

- アドバイザーは、ご依頼内容に適切な援助会員を紹介し、センターにてアドバイザーが入り依頼会員・子ども・援助会員で顔合わせをします。
- 依頼内容によっては、紹介できない場合もあります。

3、援助依頼

- 依頼会員は援助が必要となった時、できるだけ早く、日時および依頼の内容をセンターへ連絡してください。
- アドバイザーは、依頼会員からの援助依頼に応じ、顔合わせをした援助会員に援助の依頼をします。※状況によっては応じられない場合もあります。
- 送迎の依頼が成立した場合、依頼会員はその旨を保育園等利用施設に連絡してください。

4、利用料金の支払い

- 依頼会員は、活動終了後に謝金を援助会員に直接支払います。
- 援助会員は「援助活動報告書」(3枚複写)を記入し、依頼会員に確認の署名と印をもらいます。
- 「援助活動報告書」は依頼会員、援助会員ともそれぞれの控えを援助記録として保管してください。

5、援助活動報告書の提出

- 援助会員は援助活動終了後、「援助活動報告書」を翌月5日までに、センターに提出してください。

会員の心得

1. 活動の趣旨を尊重し決まりを守りましょう。
2. お互いのプライバシーを守り合いましょう。
(退会した後も同様です)
3. 約束した時間は必ず守り合いましょう。
4. センターへの連絡なしに会員同士で依頼交渉を行わないでください。個別交渉された援助活動には当センターは責任を持ちません。
保険も適用されませんのでご留意ください。
5. 活動中に事故等が発生した場合は、速やかにセンターに連絡し必要な対応をしてください。
6. 会員同士、常に子どもの安全を確認しましょう。
7. 依頼会員は、事前に依頼した援助内容以外の援助は要求しないでください。会員同士の助け合いです。過度の期待・過度の負担は避けましょう。
8. 援助会員は活動中は必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示してください。

報酬等の基準・援助活動

1. とういんファミリー・サポート・センター会則第15条に係る報酬の基準を次のように定めます。
(単位：1時間当たりの単価)

	月～土曜日	日・祝・ 年末年始 (12/29～1/3)
午前7時～午後7時	700円	800円
上記以外の時間帯	800円	900円

(1) 依頼の受け付けは、火曜日から金曜日午前10時～17時、土曜日は10時～12時となります。(日曜、祝日、年末年始は除く)

(2) 次の場合は下記の料金を適用します。

依頼受付時間からサポート開始前6時間未満の場合や、受付時間外の急な依頼(緊急サポート)

	月～土曜日	日・祝・ 年末年始 (12/29～1/3)
午前7時～午後7時	1,000円	1,200円
上記以外の時間帯	1,200円	1,200円

最初の1時間までは、活動時間がそれに満たない場合でも1時間とみなします。

- 1時間を超えた時は、30分以下は1時間当たりの金額の半額とし、30分を超え1時間までは1時間当たりの金額とします。
- 兄弟姉妹の場合は、子ども全員が4歳以上であれば2人目はからは半額になります。ただし、一人の援助会員による複数の子どもの預かりは、子どもの年齢や援助の内容によって可能かどうか判断します。
- 活動に必要な食事(ミルク)、おやつ、おむつ等及び援助会員の交通費は、依頼会員が負担します。
- キャンセルの場合、前日までの取り消しは無料、当日取り消しは報酬基準により算出された報酬額の半額、無断取り消しは全額を依頼会員は援助会員に支払います。

6. 報酬等は、援助活動終了後速やかに支払うものとしします。ただし、援助が長期にわたる場合は、援助会員の了解が得られれば、1週間または1ヶ月をまとめて支払うこともできます。その場合当月中に支払うものとしします。
7. 退会については、下記の通りとしします。
 - ① 会則第6条または第7条に規定する要件を満たさなくなった場合
 - ② 援助活動において不適当な行為が認められた場合



とういんファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、とういんファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、育児の援助を受けたい者及び育児の援助を行いたい者を会員として組織化し、会員が相互に協力し育児の援助を行うことにより、地域の子育て支援及び労働者が仕事と育児の両立を図り、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、三重県四日市市富田1丁目8-11 特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター北勢中部地域センターに置く。

2 センターの開所日は、火曜日から土曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までは閉所）までとする。

3 センターの開所時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、土曜日にあつては、正午までとし、会員の援助活動は、この限りでない。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

(1) 会員の募集、登録等に関すること。

(2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること。

(3) 会員を対象とする講習会、交流会等に関すること。

(4) 事業の広報に関すること。

(5) 保育園その他の関係機関との連絡調整に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センターの代表者が必要と認めた業務

2 センターの代表者は、町長とする。

(児童の範囲)

第5条 事業の対象となる児童は、おおむね生後3か月から学校教育法に定める小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）を卒業するま

での児童（以下「対象児童」という。）とする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

（会員）

第6条 会員は、東員町内に在住する者若しくは東員町内の事業所等に通勤若しくは通学する育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）又は東員町内若しくはその近隣市町に在住する心身ともに健康で、積極的に援助活動ができる満20歳以上の育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）とし、センターの趣旨を理解する者とする。

- 2 会員は、相互に援助活動を行う。
- 3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。
- 4 依頼会員と援助会員は、これを兼ねることができる。この場合において、当該会員を「両方会員」という。

（入会等）

第7条 会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、とういんファミリー・サポート・センター入会申込書（第1号様式）をセンターに提出し、センターが実施する相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 センターは、前項の講習会を受講した申込者について、適当と認めたときは、とういんファミリー・サポート・センター会員証（第2号様式）を交付する。

（会員登録の更新）

第8条 会員登録は、4月1日（年度途中において会員となった場合は、当該会員となった日）から2年を経過した日の属する年度末までとし、当該会員の登録の継続を希望するときは、とういんファミリー・サポート・センター会員登録継続申込書（第3号様式）をセンターに提出しなければならない。

- 2 会員登録の更新にあたっては、センターが実施するフォローアップ講習を受けなければならない。

（事故責任）

第9条 援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において、解決

しなければならない。

(保険)

第10条 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害賠償に備えるため、一般財団法人女性労働協会を保険契約者とする「地域子育て支援事業補償保険」に一括して加入するものとする。この場合において、これに係る保険料については、センターが全額負担する。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、とういんファミリー・サポート・センター退会届（第4号様式）をセンターに提出するとともに、第7条第2項により交付された会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー等)

第12条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。アドバイザーは、第4条に規定する業務の実施に当たるほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 相互援助活動の相談に関すること。

(2) 事業の事務処理に関すること。

(3) 次項に規定するサブ・リーダーの育成、指導等に関すること。

2 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な調整を図る必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として会員の中からサブ・リーダーを選任し、当該サブ・リーダーに当該会員グループ内の相互援助活動の調整を行わせることができる。

3 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(相互援助活動の内容)

第13条 相互援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等（以下「保育園等」という。）へ対象児童を送迎すること。

(2) 保育園等の始業時間前又は終業時間後に対象児童を預かること。

(3) 保護者の育児に対しての身体的、精神的な負担を軽減し、対象児童を預かることで育児からのリフレッシュを図ること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと。

2 対象児童を預かる場所は、原則として援助会員の家庭において行うも

のとする。

- 3 援助活動は、子どもの宿泊は伴わないこととする。
- 4 前2項において、センターが特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 5 投薬及び病児保育は、行わない。

(相互援助活動の実施方法)

- 第14条** 依頼会員は、育児の援助を必要とするときは、アドバイザー又はサブ・リーダー（以下「アドバイザー等」という。）に援助の依頼の申し込みをするものとする。
- 2 アドバイザー等は、前項の規定による申し込みを受けたときは、当該申込に係る援助を実施することができる援助会員の中から当該依頼会員に紹介する。
 - 3 前項の規定による紹介を受けた依頼会員は、当該援助会員と当該申し込みに係る援助の内容等について事前に十分な協議を行い、援助の実施を相互に決定する。
 - 4 援助会員は、援助の実施の終了後、援助活動報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）に実施した援助の内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 5 依頼会員は、第3項による申込内容以外の援助を求めてはならない。
 - 6 援助会員は、第4項の報告書を1か月に1回、アドバイザー（サブ・リーダーが置かれている場合には、サブ・リーダーを経由）に提出するものとする。

(報酬等)

- 第15条** 依頼会員は、相互援助活動の終了後に、援助会員に対して、別表に定める基準に従い、報酬及び実費を支払うものとする。

(その他)

- 第16条** この会則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この会則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会則の施行前に旧会則に定める様式に従って作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

別表（第15条関係）

とういんファミリー・サポート・センター報酬等に関する基準

- 1 とういんファミリー・サポート・センター会則第12条に係る報酬の基準は次のとおりとする。

利用日	利用時間	金 額
月曜日～土曜日	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 700円
	上記以外の時間帯	1時間あたり 800円
日曜日・祝日 12/29～1/3	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 800円
	上記以外の時間帯	1時間あたり 900円

ただし、次の場合は、下表を適用する。

区 分	利用時間等	金 額
緊急時（依頼受付から援助開始まで6時間に満たない場合）の利用	午前7時から午後7時まで	1時間あたり 1,000円
	上記以外の時間帯	1時間あたり 1,200円
	12/29～1/3	1時間あたり 1,200円

- 2 兄弟姉妹等同一世帯の複数の子どもを預ける場合、2人目以降を半額とする。ただし、預ける子ども全員が4歳以上の場合に限る。
- 3 活動時間が1時間以内の場合は、1時間とみなす。1時間を超える場合は、30分ごとに1時間あたりの金額の半額を加算する。
- 4 算定の対象となる時間は、援助会員が自宅を出てから戻るまで、あるいは子どもの預かりが終了するまでとする。
- 5 依頼会員が、相互援助活動の依頼を取り消した場合は、取消料として、次のとおり算出した金額を援助会員に支払うものとする。

前日までに取消した場合	無料
当日に取消した場合	上記基準により算出された金額の半額
無断で取消した場合	全額

- 6 子どもの送迎に伴い、自家用車を利用したときは、依頼会員は1 km 当たり30円の実費を支払うものとする。この場合において、送迎に要した距離は、援助会員が自宅を出発して自宅に戻るまでとする。
- 7 子どもの食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意する。ただし、これらについて、援助会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を援助会員に支払う。
- 8 報酬等は、相互援助活動終了後、速やかに支払うものとする。ただし、援助が長期にわたる場合は、援助会員の了解があれば、1週間分又は1か月分をまとめて支払うことができるものとする。

補償保険

ファミリー・サポート・センター事業において、援助活動中の事故などに備えるために「補償保険」に加入しています。

1. サービス提供会員傷害保険

援助会員が、援助活動中や、保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により障害を被った場合に補償するものです。

種類	補償額（限度額）	保険金をお支払いする場合
死亡	500万円	事故日より180日以内に死亡したとき
後遺障害	損害の程度により 500万円～20万円	事故日より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院（180日を限度とする）
手術（1日）	3,000円×所定倍率 （10倍または5倍）	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院（90日を限度とする）

2. 賠償責任保険

援助会員が、援助活動中、監督ミス等や提供した飲食物が原因で第三者（依頼会員の子どもを含む他人。なお、援助会員と同居の親族を除く。）の身体障害または財物損壊について、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは援助会員が負担する賠償金を補償するものです。

事 由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償(1名・1事故につき)	2億円程度
初期対応費用（1事故につき）	1,000万円限度 (対人事故に対する見舞金・ 見舞品は被災者1名につき 10万円程度)
訴訟対応費用（1事故につき）	1,000万円
受託物（1事故につき）	10万円限度

*お見舞金制度…依頼会員の子どもが、援助会員宅の財物を破損したり、援助会員の子どもにケガをさせた場合等に、援助会員に対して30,000円を限度にお見舞金を支払います。

3. 依頼子ども傷害保険

依頼会員の子どもが、援助活動を受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

種類	補償額（限度額）	保険金をお支払いする場合
死 亡	300万円	事故日より180日以内に死亡したとき
後遺障害	損害の程度により 300万円～12万円	事故日より180日以内に後遺障害が発生したとき
入院（1日）	3,000円	事故日より180日以内の入院 (180日を限度とする)
手術（1日）	3,000円×所定倍率 (10倍または5倍)	事故日より180日以内に傷害のため手術を受けたとき
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院 (90日を限度とする)

(2020年度補償内容)

とういんファミリー・サポート・センター

事務所：三重県子どもNPOサポートセンター北勢中部地域センター
TEL059-366-1938

〒510-8014 四日市市富田1丁目8-11 子育て広場：ドロップin内